

大阪労働局発表  
令和8年9月16日(水)

【照会先】  
大阪労働局 労働基準部 賃金課  
(電話) 06(6949)6502

## 大阪府最低賃金が10月1日から改正！

54円  
UP

～大阪労働局労働基準部長・主要労働基準監督署長が

大阪駅前で街頭周知広報活動を実施!!～



大阪府最低賃金が令和8年10月1日から時間額1,231円(54円引上げ)に改正されることに伴い、改正最低賃金について、広く府民の皆様にご案内いただくことを目的に、大阪労働局労働基準部長(高橋 嘉寿満)及び主要労働基準監督署長(大阪中央署長(森 美大)・大阪南署長(塩尻 公)・天満署長(的場 由美))が下記のとおり街頭周知広報活動を実施します。

### 記

1 日時：令和8年9月30日(水) 午前11時45分～午後1時

2 場所：大阪駅前交差点周辺(別紙1地図参照)

3 内容

大阪駅前交差点周辺において、最低賃金周知用のタスキを身に着けた大阪労働局・労働基準監督署の職員が、通行する方に、大阪府最低賃金の改正額周知用のポケットティッシュを配布し、周知広報活動を行います。

4 取材申し込み

取材を希望される方は、令和8年9月29日(火)午後5時までに、別紙2「取材連絡票」の項目①から④までをメールによりご連絡願います。

なお、ご不明な点等ございましたら、担当までお問い合わせください。

(担当：労働基準部賃金課 林 TEL06-6949-6502)



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン



- 1 大阪駅前交差点
- 2 大阪マルビル北側
- 3 梅新北交差点
- 4 阪神百貨店東側



1 に集合したのちに 4 か所に分かれ周知活動を行います。

【取材連絡票】

大阪労働局労働基準部長・主要労働基準監督署長が  
大阪駅前で街頭周知広報活動を実施

〈連絡・報告先〉

〒540-8527

大阪府中央区大手前4-1-67

大阪労働局労働基準部賃金課

メール：chinginka-oosakakyoku@mhlw.go.jp

担当： 林

① 報道機関名\_\_\_\_\_

② 取材に来られる人数\_\_\_\_\_人

③ その他連絡事項

④ ご担当者ご芳名及び連絡先

ご 芳 名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

※万が一中止の場合は連絡先電話番号へご連絡いたします。